

平成24年12月21日
第2448号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 水道法施行細則の一部を改正する規則（43・生活衛生課）……………1
- 秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（44・道路課）……………5

告 示

- 建設業の許可の取消し（662・秋田地域振興局総務企画部）……………15
- 建設業の許可の取消し（663・仙北地域振興局総務企画部）……………15

規 則

水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十三号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（昭和三十五年秋田県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「、」に、「に定める」を「水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）及び秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十六号。以下「条例」という。）に定める」に改める。

第二条の見出しを「（水道事業経営の認可書の交付）」に改め、同条中「水道事業の経営認可」を「水道事業経営の認可」に、「水道事業経営認可書」を「別に定める様式による認可書」に改める。

第六条から第八条までを削る。

第五条の見出しを「（水道事業の休止等の許可書の交付）」に改め、同条中「水道事業休止（廃止）許可書」を「別に定める様式による許可書」に改め、同条を第八条とする。

第四条を削る。

第三条の見出しを「（水道事業の変更の認可書の交付）」に改め、同条中「経営変更認可を」を「変更認可を」に、「水道事業経営変更認可書」を「別に定める様式による認可書」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（水道事業経営の認可の申請）

第三条 法第七条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）の申請書、事業計画書及び工事設計書は、別に定める様式によるものとする。

（水道事業経営の認可申請書の記載事項の変更の届出）

第四条 法第七条第三項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 水道事業の名称
- 三 変更した事項、理由及び年月日

第五条の次に次の二条を加える。

（水道事業の変更の届出）

第六条 省令第八条の二第一項の届出書は、別に定める様式によるものとする。

（水道事業の休止等の許可の申請）

第七条 法第十一条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 水道事業の名称
- 三 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 四 休止又は廃止の理由

五 一部を休止し、又は廃止しようとする場合にあつては、当該休止し、又は廃止しようとする区域及びその区域の現在給水人口

六 休止しようとする場合にあつては、その期間

2 前項の申請書には、給水の状況を明らかにする平面図を添えなければならない。

第十九条を第二十六条とし、第十八条を削る。

第十七条の見出しを「(簡易専用水道の廃止等の届出)」に改め、同条中「該当しなくなつた」を「該当しなくなつた」に、「簡易専用水道廃止等届を」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第二十五条とする。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 建築物の名称及び所在地
- 三 廃止し、又は簡易専用水道に該当しなくなつた年月日及びその理由

第十六条の見出しを「(簡易専用水道の設置の届出に係る記載事項の変更の届出)」に改め、同条中「前条に規定する設置届の記載事項」を「前条第一項各号に掲げる事項」に、「簡易専用水道設置届記載事項変更届を」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 変更した事項、理由及び年月日

第十六条に次の一項を加え、同条を第二十四条とする。

2 前項の届出書には、受水槽又は高置水槽を変更した場合にあつては、当該変更の内容を明らかにする図面を添えなければならない。

第十五条の見出しを「(簡易専用水道の設置の届出)」に改め、同条中「至つた」を「至つた」に、「簡易専用水道設置届を」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 建築物の名称及び所在地
- 三 設置者の氏名及び住所(法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 四 管理者の氏名(法人又は組合にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- 五 建築物の用途
- 六 水の供給を受ける水道事業の名称
- 七 受水槽及び高置水槽の数、全容量、有効容量、材質、設置場所、設置年月日、消毒装置その他必要な事項

第十五条に次の一項を加え、同条を第二十三条とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 受水槽及び高置水槽の構造を明らかにする平面図及び断面図
- 二 受水槽、高置水槽及び給水に使用する主要な給水管の配置状況を明らかにする平面図及び断面図
- 三 建築物の位置を明らかにする地図

第十四条の見出しを「(専用水道の廃止等の届出)」に改め、同条中「該当しなくなつた」を「該当しなくなつた」に、「専用水道廃止等届を」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第二十二條とする。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 専用水道の名称
- 三 廃止し、又は専用水道に該当しなくなつた年月日及びその理由

第十三条の見出しを「(専用水道の設置の届出)」に改め、同条中「なつた」を「なつた」に、「専用水道設置届を」を「届出者の氏名及び住所(法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載した別に定める様式による届出書を」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十條とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
 - (一) 一日平均給水量、一日最大給水量及び時間最大給水量
 - (二) 水源の種別及び取水地点
 - (三) 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - (四) 水道施設の概要
 - (五) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
 - (六) 浄水方法
 - (七) 給水開始の年月日
- 二 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 三 水の供給が行われる地域又は区域を記載した書類及び図面

- 四 水道施設の位置を明らかにする地図
 - 五 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
 - 六 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 七 導水管さよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- 第二十條の次に次の一條を加える。

(専用水道の水道技術管理者の資格)

第二十一條 条例第一項第七号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 条例第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百條の大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は同法第九十一條第一項の大学の専攻科(同法第百八條第二項に規定する短期大学に係るものを除く。)において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者については一年以上、同項第二号の卒業者については一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 二 条例第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については七年以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 三 外国の学校において、条例第一項第一号に規定する課程及び学科目に相当する課程及び学科目、同項第二号に規定する課程及び学科目に相当する課程及び学科目、同項第三号に規定する課程に相当する課程、同項第四号に規定する課程に相当する課程、同項第五号に規定する学科目に相当する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 四 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四條第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 五 省令第十四條の六第一項に規定する登録講習機関が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- 2 前項の規定は、条例第二項第七号の規則で定める者について準用する。この場合において、前項第一号中「第一項第一号」とあるのは「第二項第一号」と、「一年以上」とあるのは「六箇月以上」と、「一年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「第一項第一号」とあるのは「第二項第一号」と、「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、「九年以上」とあるのは「四年六箇月以上」と、同項第三号中「第一項第一号」とあるのは「第二項第一号」と、同項第四号中「一年以上」とあるのは「六箇月以上」と読み替えるものとする。

第十二條の見出し中「設置届」を「設置の届出」に改め、同条中「前二條」を「第十四條及び第十五條」に、「第十條」を「第十四條第一項(第六号を除く。)」に、「法」を「」に、「前條」を「第十四條第一項第六号中「水道技術管理者が」とあるのは「受託水道業務技術管理者が」と、同条第二項中「第六條に規定する資格(専用水道設置者が県である場合にあつては、条例本則に規定する資格)」とあるのは「第九條に規定する資格」と、第十五條に改め、同条を第十七條とし、同条の次に次の二條を加える。

(専用水道の布設工事の設計に係る確認の申請)

第十八條 法第三十三條第一項の申請書及び工事設計書は、別に定める様式によるものとする。

(専用水道の布設工事の設計に係る確認申請書の記載事項の変更の届出)

第十九條 法第三十三條第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 専用水道の名称
- 三 変更した事項、理由及び年月日

第十一條の見出しを「(水質検査の実施の届出)」に改め、同条中「水質検査実施届」を「届出者の氏名及び住所(法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載した別に定める様式による届出書に当該水質検査の結果書の写しを添えて、これを」に改め、同条を第十五條とし、同条の次に次の一條を加える。

(業務の委託等の届出)

第十六條 法第二十四條の三第二項(法第三十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別に定める様式による届出書によるものとする。

第十條の見出しを「(水道技術管理者の設置の届出等)」に改め、同条第一項中「その旨」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 水道事業又は専用水道の名称
- 三 水道技術管理者を設置し、又は変更した年月日
- 四 水道技術管理者の氏名及び住所
- 五 水道技術管理者の最終学歴及び技術上の実務経験年数
- 六 水道技術管理者が他の水道事業又は専用水道の水道技術管理者又は受託水道業務技術管理者を兼ねている場合に
あつては、当該他の水道事業又は専用水道の名称
- 七 水道技術管理者を変更した場合にあつては、その理由

第十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え、同条を第十四条とする。

- 2 前項の届出書には、水道法施行令第六条に規定する資格（専用水道設置者が員である場合にあつては、条例本則に規定する資格）を証する履歴書を添えなければならない。ただし、当該水道が、法第二十五条第一項の規定の適用を受ける簡易水道事業の用に供する水道である場合又は法第三十四条第二項の規定の適用を受ける専用水道である場合は、この限りでない。

第九条の見出しを「（供給条件の変更の認可書の交付）」に改め、同条中「供給条件変更認可書を」を「別に定める様式による認可書を」に改め、同条を第十三条とし、第八条の次に次の四条を加える。

（水道事業の廃止の届出）

第九条 法第十一条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 水道事業の名称
- 三 廃止の年月日
- 四 譲渡の相手方の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 五 譲渡の理由

（給水開始前の届出）

第十条 法第十三条第一項（法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 水道事業又は専用水道の名称
- 三 給水開始の予定年月日
- 四 給水開始の予定区域及び予定給水人口
- 五 水質検査の年月日及びその結果
- 六 施設検査の年月日及びその結果

- 2 前項の届出書には、給水区域を明らかにする図面を添えなければならない。

（料金の変更の届出）

第十一条 省令第十二条の五の届出書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 水道事業の名称
- 三 変更の年月日
- 四 変更の理由
- 五 変更後の料金の実施年月日
- 六 変更前の料金と変更後の料金との比較

- 2 前項の届出書には、省令第十二条の五に規定する書類のほか、料金の変更に係る議決書の写しを添えなければならない。

（供給条件の変更の認可の申請）

第十二条 法第十四条第六項の規定による認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 水道事業の名称
- 三 変更の理由
- 四 変更の予定年月日
- 五 変更前の供給条件と変更後の供給条件との比較
- 六 料金を変更する場合にあつては、変更後の料金の算出根拠及び經常収支の概算
- 七 給水装置工事の費用の負担区分を変更する場合にあつては、その根拠及びその額の算出方法

- 2 前項の届出書には、料金を変更する場合にあつては、当該変更に係る議決書の写しを添えなければならない。様式第一号から様式第二十七号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則(平成十六年秋田県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。
第二条の第六号(一)中「第十条第一項(規則第十二条)」を「第十四条第一項(規則第十七条)」に改め、同号(二)中「第十一条(規則第十二条)」を「第十五条(規則第十七条)」に改め、同号(三)中「第十三条」を「第二十条第二項」に改め、同号(四)中「第十四条」を「第二十二條」に改め、同条第七号(一)中「第十五条」を「第二十三條第二項」に改め、同号(二)中「第十六条」を「第二十四条第一項」に改め、同号(三)中「第十七条」を「第二十五条」に改める。
(衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)
- 3 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
別表第五十五号(一)及び(二)を次のように改める。
(一) 第十三条の規定により、供給条件の変更の認可書を交付すること。
(二) 第十四条第一項及び第十五条(これらの規定を第十七条において適用する場合を含む。)並びに第二十条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定による届出を受理すること。

秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十四号

秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 車線により構成されない車道の部分(第二条)
- 第三章 車道及び側帯の舗装の構造に関する基準
 - 第一節 総則(第三条・第四条)
 - 第二節 疲労破壊輪数等の基準(第五条―第八条)
- 第四章 交通安全施設(第九条)
- 第五章 防雪施設(第十条)
- 第六章 橋、高架の道路等の基準(第十一条)
- 第七章 道路標識の寸法(第十二条)
- 第八章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準
 - 第一節 総則(第十三条・第十四条)
 - 第二節 歩道等(第十五条―第二十二條)
 - 第三節 立体横断施設(第二十三條―第二十六條)
 - 第四節 乗合自動車の停留所(第二十七條・第二十八條)
 - 第五節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第二十九條―第三十三條)

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成二十四年秋田県条例第八十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 車線により構成されない車道の部分

第二条 条例第四条第一項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- 一 交差点
- 二 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- 三 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 四 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間

五 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

第三章 車道及び側帯の舗装の構造に関する基準

第一節 総則

(定義)

第三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 疲労破壊輪数 舗装道において、舗装路面に四十九キロニュートンの輪荷重を繰り返して加えた場合に、舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で、舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質（以下「舗装構成」という。）が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- 二 塑性変形輪数 舗装道において、舗装の表層の温度を六十度とし、舗装路面に四十九キロニュートンの輪荷重を繰り返して加えた場合に、当該舗装路面が下方に一ミリメートル変位するまでに要する回数で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- 三 平坦性 舗装道の車道（二以上の車線を有する道路にあつては、各車線。以下この号において同じ。）において、車道の中心線からメートル離れた地点を結ぶ中心線に平行する二本の線のいずれか一方の線（条例第三十四条の規定に基づき凸部が設置された路面上の区間に係るものを除く。）上に延長一・五メートルにつき一箇所以上の割合で選定された任意の地点について、舗装路面と想定平坦舗装路面（路面を平坦となるよう補正した場合に想定される舗装路面をいう。）との高低差を測定することにより得られる当該高低差の平均値に対する標準偏差で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- 四 浸透水量 舗装道において、直径十五センチメートルの円形の舗装路面の路面下に十五秒間に浸透する水の量で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。
- 五 舗装計画交通量 舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量（二以上の車線を有する道路にあつては、当該計画交通量及び各車線の大型の自動車の交通の分布状況）を勘案して定める大型の自動車の一車線あたりの日交通量をいう。

(車道及び側帯の舗装の構造に関する基準)

第四条 条例第二十五条第二項の規則で定める基準は、この章に定めるところによる。

第二節 疲労破壊輪数等の基準

(疲労破壊輪数)

第五条 疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量 (単位 一日につき台)	疲労破壊輪数 (単位 十年につき回)
三、〇〇〇以上	三五、〇〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇以上三、〇〇〇未満	七、〇〇〇、〇〇〇
二五〇以上一、〇〇〇未満	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇〇以上二五〇未満	一五〇、〇〇〇
一〇〇未満	三〇、〇〇〇

2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項に定める基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても当該基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第六条 塑性変形輪数は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	舗装計画交通量 (単位 一日につき台)	塑性変形輪数 (単位 一ミリメートルにつき回)
第一種、第二種、第三種第二級及	三、〇〇〇以上	三、〇〇〇

び第四種第一級	三、〇〇〇未満	一、五〇〇
その他		五〇〇

- 2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項に定める基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても当該基準に適合するものとみなす。
(平たん性)

第七条 平たん性は、二・四ミリメートル以下とするものとする。

- 2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

第八条 自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	浸透水量(単位 十五秒につきミリリットル)
第一種、第二種、第三種第二級及び第四種第一級	一、〇〇〇
その他	三〇〇

- 2 前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

第四章 交通安全施設

第九条 条例第三十三条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 駒止
- 二 道路標識
- 三 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

第五章 防雪施設

第十条 条例第三十七条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 吹きだまり防止施設
- 二 雪崩防止施設

第六章 橋、高架の道路等の基準

第十一条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋等」という。)の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

第七章 道路標識の寸法

第十二条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十五条第三項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、次に定めるところによる。

- 一 案内標識の寸法については、次のとおりとする。
 - (一) 別表第一に掲げる案内標識の標示板並びに表示する文字及び記号の大きさは、同表に図示する寸法を基準とする。
 - (二) 「市町村」、「県(一〇二一-A)」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離(一〇六一-A)」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向(一〇八の二一-A・B)」、「著名地点(一一四一-A)」及び「主要地点」を表示する案内標識の文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その二分の一の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
七〇以上	三〇

四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇

(三) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識にあつては、矢印の外に図示する文字の大きさは(二)の規定によるものとし、矢印の中に図示する文字の大きさは矢印の外に図示する文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。

(四) 「著名地点(一一四-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートルを基準とする。

(五) 「市町村」、「県(一〇二-A)」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線(一〇七-B)」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向(一〇八の二-A・B・E)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告(一一〇-A)」、「方面及び出口(一一二-A)」及び「著名地点(一一四-A・B)」を表示する案内標識に市町村章、県章又は公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、漢字、平仮名又は片仮名の大きさの一・七倍以下の大きさとする。

(六) 「駐車場(一一七-A)」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合にあつては、当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の〇・七倍以下とする。

(七) 縁の太さは、道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路であつて当該自動車専用道路と同法第四十八条の三に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるもの(以下「交差の方式が立体交差である自動車専用道路」という。)以外の道路に設置する「待避所」及び「まわり道(一二〇-B)」を表示する案内標識並びに「駐車場(一一七-A)」を表示する案内標識については九ミリメートル、交差の方式が立体交差である自動車専用道路以外の道路に設置する「県道番号(一一八の二-A)」及び「総重量限度緩和指定道路」を表示する案内標識並びに「高さ限度緩和指定道路(一一八の四-A・B)」を表示する案内標識については十六ミリメートル、「登坂車線(一一七の二-A)」を表示する案内標識については十ミリメートル、交差の方式が立体交差である自動車専用道路以外の道路に設置する「県道番号(一一八の二-B・C)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については八ミリメートルとし、「市町村」、「県(一〇二-A)」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離(一〇六-A)」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向(一〇八の二-A・B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(一一四-A・B)」及び「主要地点」を表示する案内標識については、漢字、平仮名又は片仮名の大きさの二十分の一以上とする。

(八) 縁線及び区分線の太さは、漢字、平仮名又は片仮名の大きさの二十分の一以上とする。

二 警戒標識の寸法については、次のとおりとする。

(一) 標示板の大きさは、別表第二に図示する寸法を基準とする。

(二) 別表第二に掲げる警戒標識に表示する記号の大きさは、同表に図示する寸法を基準とする。

(三) 縁及び縁線の太さは、十二ミリメートルとする。

三 補助標識の標示板の大きさは、別表第三のとおりとする。

2 前項及び別表第一から別表第三までにおける道路標識の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号)別表第一の上欄及び中欄に掲げるとおりとする。

第八章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

第一節 総則

(定義)

第十三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道又は立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

二 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第十四条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、この章に定めるところによる。

第二節 歩道等

(歩道)

第十五条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第十六条 歩道の有効幅員は、条例第十一条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、条例第十条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第十七条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第十八条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第二項ただし書に規定する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第十九条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等の側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第二十条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車の停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第二十一条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は車道等の部分より高くするものとし、その高さは二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の横断歩道に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第二十二条 第十六条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第十八条第二項に定める基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

第三節 立体横断施設

（立体横断施設）

第二十三条 道路には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、傾斜路を設けるものとする。

（傾斜路）

第二十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。

二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、設けないこと。

四 二段式の手すりを両側に設けること。

五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅一・五メートル以上の踊場を設けること。

(通路)

第二十五条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

二 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

三 二段式の手すりを両側に設けること。

四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

六 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第二十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。

二 二段式の手すりを両側に設けること。

三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

四 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

五 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

六 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

八 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

九 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

十 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中で踊場を設けること。

十一 踊場の踏幅は、直階段の場合にあつては一・二メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

第四節 乗合自動車の停留所

(高さ)

第二十七条 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、第二十条第一項本文の規定にかかわらず、十五センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第二十八条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第五節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第二十九条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第三十条 歩道等、立体横断施設の通路及び乗合自動車停留所には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第三十一条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの施設の機能を代替する施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第三十二条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第三十三条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

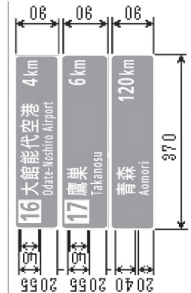
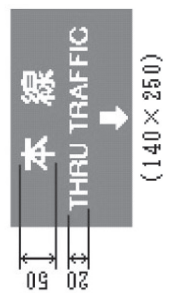



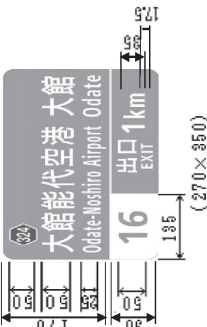
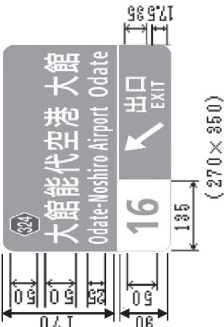
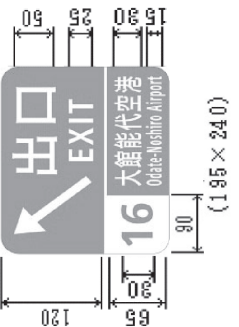
2 第十五条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要なものについては、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第十五条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要なものについては、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、第十六条第一項の規定にかかわらず、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

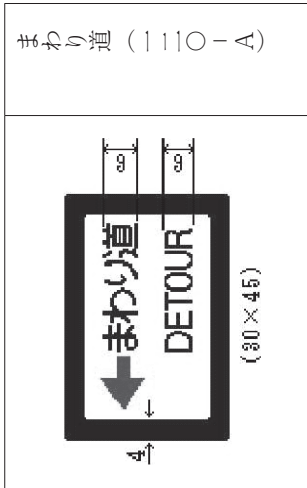
4 地形の状況その他の特別の理由により第二十条に定める基準をそのまま適用することが適当でないと認められる場合は、当分の間、当該基準によらないことができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「二メートル」とあるのは、「一メートル」とする。

別表第一 (第十二条関係)

<p>方面及び距離 (一〇六-B)</p> 	<p>方面及び車線 (一〇七-B)</p> 	<p>方面及び方向 (一〇八の二-D)</p> 	<p>方面及び方向 (一〇八の二-E)</p> 
<p>出口の予告 (一一九)</p>	<p>方面及び出口の予告 (一一〇-A)</p>	<p>方面及び出口 (一一二-A)</p>	<p>出口 (一一三-A)</p>
			

<p>出口(一一三-B)</p>	<p>非常電話(一一六の二)</p>	<p>待避所(一一六の三)</p>	<p>非常駐車帯(一一六の四)</p>
			
<p>駐車場(一一七-A)</p>	<p>登坂車線(一一七の二-A)</p>	<p>県道番号(一一八の二-A)</p>	<p>県道番号(一一八の二-B)</p>
			
<p>県道番号(一一八の二-C)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路(一一八の三-A)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路(一一八の三-B)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路(一一八の四-A)</p>
			
<p>高さ限度緩和指定道路(一一八の四-B)</p>	<p>道路の通称名(一一九-A)</p>	<p>道路の通称名(一一九-B)</p>	<p>道路の通称名(一一九-C)</p>
			



備考

- 一 図示する寸法の単位は、センチメートルとする。
- 二 交差の方式が立体交差である自動車専用道路に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示する横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- 三 交差の方式が立体交差である自動車専用道路に設置する案内標識については、図示する寸法の三倍まで拡大することができる。
- 四 「駐車場(二一七-A)」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあつては、横寸法を図示するものの二・五倍まで拡大することができる。
- 五 「駐車場(二一七-A)」及び「高さ限度緩和指定道路(二一八の四-A・B)」を表示する案内標識並びに交差の方式が立体交差である自動車専用道路以外の道路に設置する「県道番号(二一八の二-A)」、「総重量限度緩和指定道路」及び「まわり道(二二〇-A)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示する寸法(前号の規定により「駐車場(二一七-A)」を表示する案内標識の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の寸法)の一・三倍、一・六倍又は二倍に拡大することができる。
- 六 「登坂車線(二一七の二-A)」及び「道路の通称名(二一九-A・B・C)」並びに交差の方式が立体交差である自動車専用道路以外の道路に設置する「県道番号(二一八の二-B・C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示する寸法の一・五倍又は二倍に拡大することができる。
- 七 交差の方式が立体交差である自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の数により、図示する横寸法(「道路の通称名(二一九-C)」を表示するものにあつては、縦寸法)を拡大することができる。

別表第二(第十二条関係)

警戒標識の標識板の大きさ	十形道路交差点あり(二〇一-A)	右(又は左)方屈曲あり(二〇二)	信号機あり(二〇八の二)
落石のおそれあり(二〇九の二)	路面凹凸あり(二〇九の三)	合流交通あり(二二〇)	車線数減少(二二二)

幅員減少 (二二二)	二方向交通 (二二二の二)		

備考

- 一 図示する寸法の単位は、センチメートルとする。
- 二 交差の方式が立体交差である自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル毎時以上百キロメートル毎時未満のものに設置する場合にあつては図示する寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以上のものに設置する場合にあつては図示する寸法の二・五倍まで、それぞれ拡大することができる。
- 三 交差の方式が立体交差である自動車専用道路以外の道路に設置する警戒標識については、道路の形状又は交通の状況による特別の必要がある場合にあつては、図示する寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍に拡大することができる。

別表第三 (第十二条関係)

補助標識 (「注意事項 (五一〇)」を表示するものを除く。) の標識板の大きさ	注意事項 (五一〇)

備考

- 一 図示する寸法の単位は、センチメートルとする。
- 二 補助標識は、図示する寸法をその附置される本標識の標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮

あきた県公報

告 示

秋田県告示第662号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年12月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年12月13日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社豊栄建設
秋田市下新城小友字中坪72番地
代表取締役 宇佐美 豊
秋田県知事許可（般-23）第80249号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年12月12日付で土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第663号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年12月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年12月4日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
戸沢木工所
大仙市太田町国見字庚申塚47番地1
戸 澤 タキ子
秋田県知事許可（般-21）第60342号
- 3 処分の内容
建具工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年12月4日付で建具工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。